

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに雇用され、B所在のCにおいて、クレーンの検査員補助として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、請求人は上司や同僚から暴言や暴行を受けたほか、上司から身に覚えのないセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を行っているとしてヒアリングを受け、それ以降、上司ないし同僚に、請求人がセクハラを行ったとの噂をC内で広められたことにより、同年〇月頃から、よく眠れない日が続くようになったという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分序

(略)

第4 爭 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月下旬頃に「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的意見等に照らし、上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、上記第3の1（略）に掲げたような暴行及び暴言を受けたと主張していることから、以下検討する。

(4) 当審査会においては、請求人が主張する出来事が、その発生日を含めて極めて具体的であり、また、事実であるとすれば重大な問題であると判断し得ることから、その真偽について、1つ1つ丁寧に確認する作業を行った。すると、請求人のIDカードの首ひもにより首を絞められたとする出来事について、請求人は、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日の労働基準監督署担当者による聴取においては、Fから、IDカードの紐が長いとして、首に掛かったまま後ろで結ばれたと述べていたものであり、首を絞める暴行であったとは述べていない。次に、靴をなめるように言われたという出来事についても、本件処分がなされた後の同年〇月〇日付け理由意見書。（以下「理由意見書」という。）において初めて主張され、平成〇年〇月〇日の審査官からの電話聴取時には、蹴

りを入れられた、ヘルメットをコツコツとたたかれたといった主張が加えられ、同年〇月〇日付けの追加提出資料においては、顔面をビンタされた、平成〇年〇月上旬以降、土下座を強要され頭部を踏み付けられた等と主張するなど、次第にエスカレートしたものとなっていっている。さらに、請求人が主張する上記暴言についても、例えば、Fは、要旨、挨拶や身だしなみについて厳しい注意をした上で、挨拶を何度も指導した等と述べている事実もあり、上記請求人の主張の変遷を踏まえると、請求人の主張するFらによる暴言の事実は、その前提となる事実を捨象して主張していると強く推認されるものである。C関係者の聴取からうかがい知れる請求人の態度に対して、Fが仮に強い言葉で叱責したことが事実であるとしても、当審査会としては、そのことをもって、いじめや嫌がらせであるとは判断し得ない。

請求人は、上記のとおり、原処分後約1年6か月が経過してから暴行等があったという重大な事実を主張し始め、その内容は時間とともに次第にエスカレートしていること、C内でのパワーハラスマント行為等については、同C内において講習が行われるなど防止策が講じられ、厳格に規制されている中で、暴行や暴言についていずれかの上司や同僚等に相談ないし訴えたという事実が確認されないこと、暴行を受けたことの証左となる医療機関への受診記録も存在していないことなどに鑑みると、当審査会としては、請求人が主張する暴行等の出来事について、これを事実であるとは判断できない。

なお、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の聴取を行うに当たって特段の制限は不要である旨を述べており、請求人の主張する出来事が、本件疾病のために失念した、ないしは恐怖のために口に出すことができなかったなどといった事情を背景としたものでなかつたことは明らかである。

(5) もっとも、Fは、要旨「請求人は身だしなみに問題がみられ、許可を得ずに勝手な行動をすることがあり、注意したことや、現場では危険なことも多く大きな声が出せないと困るので、きちんと大きな声で挨拶をするように指導した。」と述べていることからみて、Fが、請求人に対して、身だしなみや挨拶を含めて業務態度等について指導・注意が行われたことは事実であると認められることから、同出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に当てはめて評価することは必要である

と思料する。しかし、同指導は、明らかに業務指導の範囲内にあると認められるものであり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

また、H、I及びJは、要旨「クレーンの検査では、高所での作業など危険な作業があるため、請求人に危険があるときは、危ないぞ、と声を荒げることがあった。また、請求人は、2人で一緒に行かないといけない現場へ1人で行ったり、クレーンで吊られた重量物の下に立っていたりするなど、危険な行為がみられたので、その都度注意した。請求人は、同じことを何度も言っても覚えなかつたり、高所にある天井クレーンの階段に座って居眠りするなど、勤務態度に難もあった。ハーネスを後ろから引っ張られたのは安全上の問題があったのだと思う。」と述べていることから、請求人が、同僚から声を荒げて言われたり、何度も注意を受けたり、ハーネスを引っ張られたりしたことは事実であると認められる。そこで、同出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当てはめるも、請求人の不適切な業務態度や業務処理について、同僚から苦言を受けたというにとどまるものであり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

さらに、Fから身に覚えのないセクハラについてヒアリングを受け、その後職場においてセクハラをしたとの噂を立てられ、同僚から暴言を受けた旨主張する点についても検討したが、そもそも、身に覚えのないセクハラについて同僚から暴言を受けたとの出来事も本件処分後の理由意見書において初めて主張されたものであり、その信ぴょう性は疑わしいものであるところ、仮に何らかの言葉をかけられたことが事実であるとしても、Fがこうした噂を流布したことや、同僚が結託してこれを広めようとした事実は確認されない。この点、C内において、Fから身に覚えのないセクハラについてヒアリングを受け、請求人がセクハラを行ったという噂が広がったことは事実であると認められることから、両出来事について、それぞれ認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）及び「同僚とのトラブルがあった」（平均的心理的負荷の強度「II」）に当てはめて検討するも、Fからヒアリングを受けたことは上司から私生活上の問題で事情を聽かれたにすぎないこと、また、職場においてセクハラをしたとの噂が広がったことは意図的に拡散したものとは認められないことから、両出来事の心理的負荷の総合

評価はいずれも「弱」であると判断する。

- (6) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が4つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。
- (7) このほか、請求人のその余の主張についても詳細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかつた。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。